

令和7年度 従業員意識調査報告書等作成業務

No.	項目名等	質問内容	回答内容
1	<p>『入札者に対する指示書【郵送入札】 《物品等》R7.4.1』P.7 5. 入札及び開札 [9] 入札書の作成 [2] 入札者の代理人が入札書を作成する場合</p>	<p>[2] 入札者の代理人が入札書を作成する場合④へ、入札者の代理人が入札書を作成する場合、開札への立会いや、再度入札など、以後の入札手続についても入札者の代理人が実施。 代理人の変更や復代理人を立てることは認められない旨の記載がございますが、いかなる場合においても、認められないということでしょうか。</p> <p>入札時に、入札書下部の委任状へ記載した代理人が、開札当日立ち会う予定ですが、万一、疫病等やむを得ない事情により、開札への立会いが出来なくなった場合、開札当日に、入札書(委任状)の差し替えは可能でしょうか。</p> <p>やむを得ない事情が生じた場合の何某かの措置や、その際の必要書類などがありましたら、ご教示いただけますと幸甚に存じます。</p>	<p>入札者に対する指示書5.[9][2]④に記載のとおり、途中で代表者本人が実施したり、代理人の変更や復代理人を立てることは認めておりません。 開札の立会いについては、入札者に対する指示書5.[15][1]②に記載のとおり、必須ではございません。 なお、入札書については、入札者に対する指示書5.[12]②に記載のとおり、提出の後はいかなる理由があろうとも差替え、変更、取下げには一切応じられませんのでご注意ください。</p>